江差町民野球場広告掲出取扱要綱

平成２９年３月２３日
江差町教育委員会第２号訓令

（目的）
第１条　この要綱は、江差町民野球場（以下「野球場」という。）への広告の掲出に関しての取扱を定め、江差町におけるスポーツ振興の気運を高めることを目的とする。

（広告掲出箇所）
第２条　野球場への広告の掲出にあたり、教育長が指定する箇所は別添図に示す次の箇所とする。
(1) 内野側のファウルグラウンドに面したフェンス
(2) 外野側のフェアグラウンドに面したフェンス（バックスクリーン前を除く）

（広告の掲出基準）
第３条　掲出できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
(1) 野球場の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
(3) その他、掲出する広告として妥当でないと教育長が認めるもの
２　町税等の滞納がない事業所等
３　第１項及び第２項に定めるもののほか、野球場に掲出できる広告に関する基準は別途定める。

（広告の掲出使用料等）
第４条　前条に定める広告の掲出箇所の使用料と単位は次のとおりとする。
・１箇所（縦 100㎝、横 800㎝）あたり１年につき　２４，０００円

（広告掲出方法）
第５条　広告の掲出方法は、定められた区画内（青色ラバーフェンス）へ白色カッティングシートを直接貼り付けることとする。

（広告掲出希望者の募集）
第６条　教育長は、町広報誌等により掲出希望者を公募するものとする。公募により、募集枠に満たない場合は、募集期間終了後も随時申し込みを受け付けることとする。
２　前項の規定に関わらず、教育長は町内に事業所等を有する法人、自営業者等及び団体に（以下「事業所等」という）対し、広告掲出の案内をすることができる。
３　広告掲出希望者が募集枠に満たないときは、町外の事業所等に対し、広告掲出の案内をすることができる。
４　広告の掲出は、原則として１事業者等１区画とする。ただし、掲出希望者が募集枠に満たないときに限り、複数掲出を認めるものとする。

（広告掲出の申込）
第７条　広告掲出希望者は、広告掲出申込書（別記様式１）の申請書に掲出する広告の原稿を添えて提出するものとする。

（広告掲出の決定）
第８条　前条の申込書を受理したときは、第３条に基づき掲出の可否を決定するための広告選定委員会を開催するものとする。なお、広告掲出区画については、教育委員会の厳正なる抽選により決定するものとする。
２　広告選定委員会の委員等は、「江差町の印刷物等に掲載する広告の取扱に関する要綱第８条」によるものとする。
３　第１項の規定に基づき、広告掲出の可否及び掲出区画を決定したときは、その結果を通知（別記様式２、３）するものとする。
４　広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、申し込みの際に提出する広告原稿に基づき、町の指定する期間に広告を掲出するものとする。
５　広告掲出の決定にあたっては、広告掲出の決定を受けたのち、次年度以降における期間更新を希望する広告掲出者を優先決定することとし、その他追加公募等においては本条第１項の規定によるものとする。

（広告掲出期間等）
第９条　広告の掲出期間は、原則として４月１日からその日の属する年度末までの１年間とする。ただし、新たな広告掲出の場合等年度途中で掲出の許可を受けたときは、許可の日からその日の属する年度末までとする。
２　広告主が、掲出期間の更新を希望するときは、掲出期間満了日の１カ月前までに申請書（別記様式４）を教育長に提出しなければならない。
３　教育長は、前項の規定による申請があった場合においては、第８条第３項による手続きを行うものとする。

（広告掲出内容の変更）
第 10 条 広告主が広告の掲出内容を変更しようとするときは、申請書（別記様式５）掲出する広告の原稿を添えて提出しなければならない。
２　教育長は、前項の規定による申請があった場合においては、第８条第３項による手続きを行うものとする。

（位置の変更）
第 11 条 既設の広告掲出位置は、広告主間の調整により変更することができる。ただし、この場合において区画変更申請書（別記様式６）を提出しなければならない。

（広告掲出料の納付）
第 12 条 広告掲出料は、掲出の決定後教育長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、特別な事情があると教育長が認めた場合は、この限りではない。

２　年度途中での掲出の場合は、月割りをもって計算し、１月未満の端数があるときは１月として計算する。

（権利の譲渡禁止等）
第 13 条 広告主は、広告を掲出する権利を他人に譲渡し、または転貸することができない。
ただし、特別な事情があると教育長が認めた場合は、この限りではない。

（広告主の責任及び費用負担等）
第 14 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
２　広告の掲出、維持及び撤去にかかる費用は、広告主の負担とする。ただし、次の場合においては、町の負担とする。
(1) フェンスの改修、塗装の塗り替えを行ったときの広告復旧にかかる経費
(2) 災害、事故など町及び広告主双方の責めに帰することができない事情により広告が破損等した時の復旧にかかる経費

（広告掲出許可の取消）
第 15 条 教育長は、次の各号に該当するときは広告の掲出の決定を取り消すことができる。
(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき
(2) 広告掲出を決定した際等に付した条件に従わないとき
(3) 虚偽、その他不正な手段により広告掲出の決定を受けたとき
(4) その他、教育長が広告掲出に支障があると認めたとき

（広告掲出料の還付）
第 16 条 広告主の責めに帰さない理由により広告掲出ができなかったときは、広告掲出料の全部または一部を還付するものとする。

（原状回復）
第 17 条 広告主は、広告の掲出期間の更新が承認された場合を除き、広告期間満了のとき及び第 15 条の規定により広告掲出を取り消されたときは、自らの責任において直ちに広告の撤去を行い、原状に復さなければならない。
２　広告主が広告の撤去をしないときは、教育長がこれを行い、原状に復すことができる。この場合において、費用が発生した場合は、その費用を広告主に請求することができる。

（その他）
第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

（附　則）
この訓令は、平成２９年３月２３日から施行する。
（附　則）　【平成 30 年江差町教育委員会第３号訓令】
この訓令は、平成３０年３月　２日から施行する。

広　告　掲　出　基　準

１．野球場の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(1)　活動宣伝に関するもの

①政治団体及びこれに類する団体等の活動並びに組織の啓蒙宣伝

②選挙の事前運動として疑われるおそれがあるもの

③宗教団体及びこれに類する団体等の活動並びに組織の啓蒙宣伝

④物事の是非について言及する宣伝やこれに類する宣伝などの「意見広告」的なもの

(2)金融業に関するもの

①貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に該当するもの

２．公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(1)風紀上好ましくないもの

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの

②青少年健全育成上好ましくないと思われるもの

(2)表現が不適当なもの

①他を誹謗中傷するもの

②虚偽や誇張があるもの

③著作権関係法に違反しているもの

④広告の意匠が印刷物の外見を損ねると思われるもの

⑤広告掲載事業の支障をきたすおそれがあるもの

３．その他、掲載する広告として妥当でないと教育長が認めるもの

広告選定委員会委員

委員長	副町長
委　員（副委員長）	まちづくり推進課長
委　員	財政課長
委　員	健康推進課長
委　員	追分観光課長
委　員	建設水道課長
委　員	社会教育課長
委　員	町民福祉課長